

○納品期限緩和の課題について ①

- ✓ 小売店舗の納品期限緩和については、地域の食品スーパー、ドラッグストア等への拡大が課題。
- ✓ 汎用物流センターを複数の小売事業者が活用する場合、一部の事業者が納品期限を緩和しても、他の事業者の納品期限が厳しいままであると、物流センターとしては厳しい納品期限に合わせた入出庫の運用を行うこととなり、納品期限緩和の効果が発現できない。

汎用物流センターを活用する場合の納品期限緩和の問題点

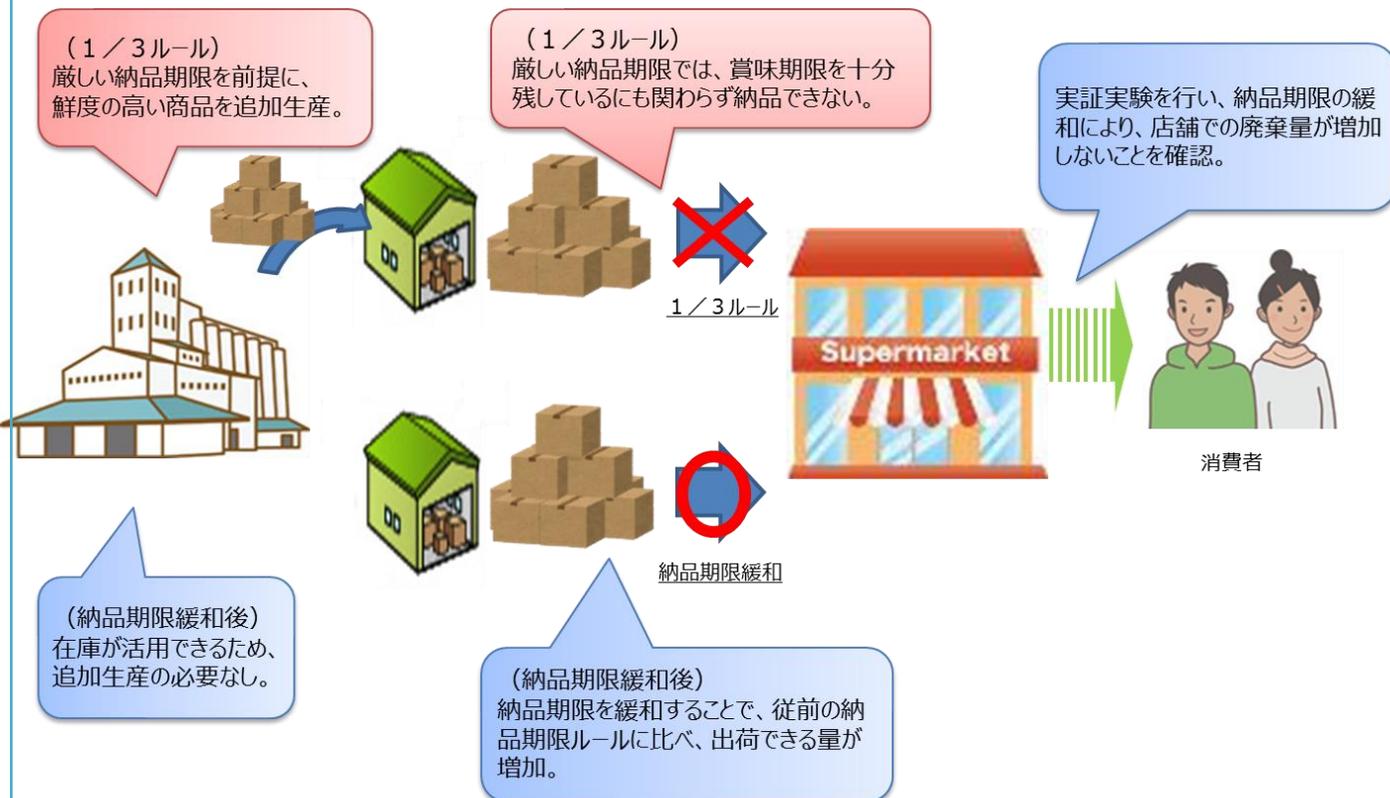


取引相手の納品期限毎に入出庫の運用を行うことは困難であるため、センター内での入出庫の運用について、厳しい納品期限の事業者に合わせて必要

○納品期限緩和の課題について ②

- ✓ 前頁の汎用物流センターを活用する際の問題点を改善するためには、各地域で展開する小売事業者に対して、納品期限緩和の意義や効果を説明し、緩和を促すことが必要。
- ✓ その際、納品期限緩和は、小売事業者等の在庫管理の効率化につながる「賞味期限の年月表示化」を進めるためにも不可欠な取組であり、取組がフードチェーン全体に裨益することを理解頂くことが重要。

納品期限緩和の効果



地方自治体での取組例

<東京都>

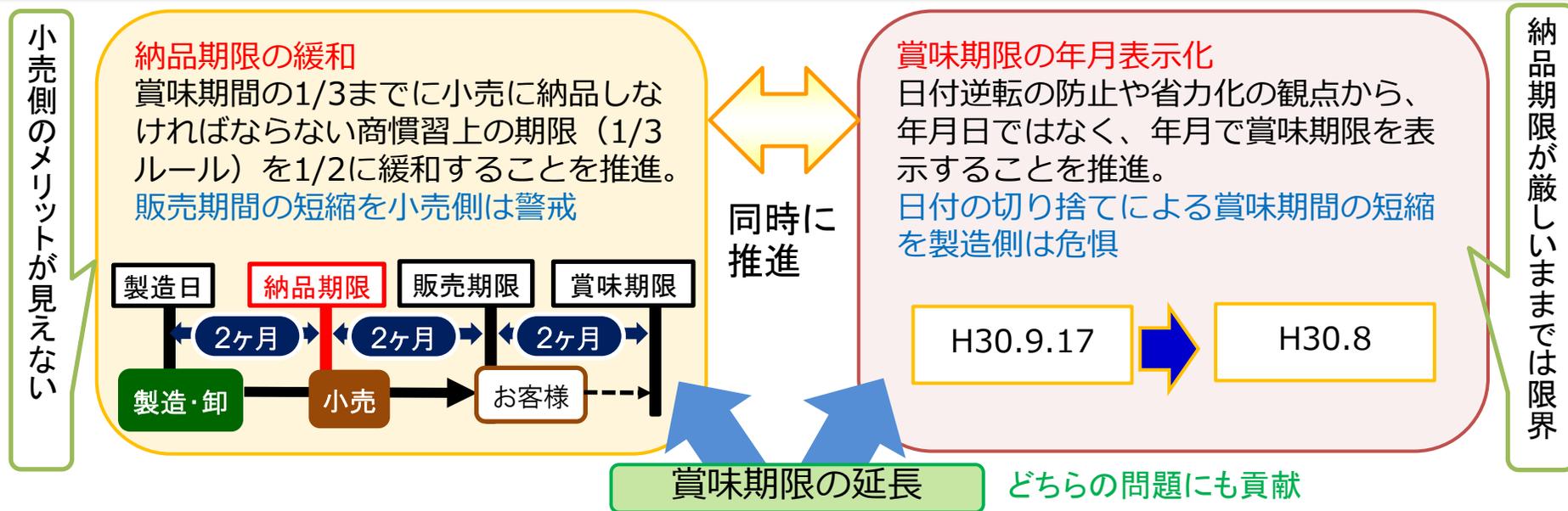
- 平成29年度から、食品製造業、卸売業、小売業、消費者団体等と意見交換の場を設置

<富山県>

- 平成28年度から、食品製造業、卸売業、小売業、消費者団体等と意見交換の場を設置
- 平成30年度から、1/3ルールの見直しに関する小売店での実証を開始予定

(参考) 1 / 3ルール等商慣習の見直し

- ✓ 過剰在庫や返品等、製造業・卸売業・小売業に跨がる課題についてはフードチェーン全体で解決する必要。農林水産省は、平成24年度に「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置し、その取組を支援。常温流通の加工食品については、「納品期限の緩和」「賞味期限の年月表示化」「賞味期限の延長」を三位一体で推進。
- ✓ 納品期限については、清涼飲料と賞味期間180日以上の菓子について、大手の総合スーパー、コンビニエンスストアを中心に見直しが進んでいるが、今後は、地域の食品スーパー、ドラッグストア等にも取組の拡大が必要。



	食品製造業	食品卸売業	食品小売業
納品期限緩和	○ (無駄な製造や在庫数量の減少)	-	× (販売期間の短縮)
賞味期限の年月表示化	△ (+)在庫管理の効率化 (-)賞味期間が最大1ヶ月短縮)	○ (在庫管理の効率化)	○ (品出し業務等の効率化)